

平成 30 年度

# 幼稚園・保育園・こども園 入園のしおり



小山町役場 こども育成課

〒410-1395 駿東郡小山町藤曲 57 番地の 2

電話 0550-76-6126 FAX 0550-76-2795

## 目次

1	町内の保育園・こども園・幼稚園	3
2	保育園に入園できる児童とは	3
	求職中での申込み	3
	育児休業中の申込み	4
3	支給認定申請について	4
	支給認定の種類	4
	保育時間区分	4
	平成30年度の年齢別クラス	5
4	入園申込（利用申請）手続きの流れ	5
	1.平成30年4月入園を希望する場合	5
	2.平成30年5月以降の入園を希望する場合	6
5	必要な書類	7
	ひとり親について	8
6	入園後の留意事項	8
7	入園の解除について	8
8	退園について	8
9	保育料について	9
	(1)決定方法等	9
	(2)納付方法	9
	(3)多子軽減制度	10
	(4)平成30年度幼稚園保育料徴収基準額表	10
	(5)平成30年度保育料徴収基準額表	11
10	幼稚園・保育園・こども園一覧	12
11	預かり保育の利用について	13
12	延長保育の利用について	13
13	一時的保育の利用について	14
14	病後児保育について	14
15	地域子育て支援	15
16	ファミリー・サポート	16

## 1 幼稚園・保育園・こども園とは

幼稚園とは、満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境の中で、心身の発達を助長する教育施設です。

保育園とは、ご家族の皆さんが、仕事や病気等の理由で、家庭での保育が困難な場合に、保護者に代わって保育を行い、お子さんを心身ともに健やかに育てることを目的とした児童福祉施設です。

認定こども園は、幼稚園と保育所のそれぞれの特性を持ち、それぞれの役割を果たすことのできる施設です。

町内には認可保育園（公立3園）、認定こども園（公立1園・私立1園）と幼稚園（公立3園）、があります。

## 2 幼稚園・保育園・こども園に入園できる児童とは

幼稚園へ入園できるのは、小山町に住民登録があり、年齢基準（満3歳以上）を満たしている幼児です。

保育園へ入園できるのは、0歳（生後3ヵ月以上）から小学校に就学するまでの乳幼児で、次の要件のいずれかに該当する場合に申込みができます。

※こども園は「短時間保育（3～5歳）」は幼稚園、「長時間保育（0～5歳）」は保育園と同様の入所（園）要件となります。

要件	保護者の状況	利用できる期間
①就労	月64時間以上働いていること（自営業、内職、農業を含む） 【例】1日4時間、週4日、月4週勤務	最長 就学前まで
②妊娠、出産	妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。	産前産後 各8週間
③疾病、傷害	疾病、負傷、若しくは精神又は身体に障害を有していること。 (例)1ヵ月以上の入院や長期安静を要すること。 身体障害者手帳4級以上を取得していること。	療養を必要としなくなるまで
④介護、看護等	同居又は別居の親族等を常時介護又は看護していること。 (例)1ヵ月以上の入院付き添いをする事。 心身障害者の介護、通所、通院に付き添うこと。 半年以上療養中の家族等を介護すること。	介護を必要としなくなるまで
⑤災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害復旧に当たっていること。	必要な期間
⑥就学	大学や専門学校に在学又は職業訓練等に従事していること。 ※通信教育は対象外	通学期間中
⑦育児休業中	<b>既に保育園を利用しているお子様</b> がいて、継続利用が必要であること。	生まれたお子様が1歳になる月の末日まで
⑧求職活動	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っていること。	最長2ヵ月
⑨その他	保育が必要であると認められた場合。	個別の事由による

## 求職中での申込み

求職中の理由で認定された場合は、最長 2 ヶ月の期限付きで入園が可能となります。職場採用後 2 週間以内に「就労証明書」を提出することにより、継続して入園することができますが、提出できない場合は、2 ヶ月が経過した時点で退園となります。

## 育児休業中の申込み

育児休業中は、ご家庭で保育ができるため、原則、利用申請ができません。ただし、次の場合は利用が可能です。

\* 既にもの上のお子様が入所している場合（産前産後のみの入園は除く）で、その後に出産して育児休業を取得する場合

⇒生まれたお子様が 1 歳になる月の末日まで継続利用が可能

なお、育児休業取得者と認められるのは、「育児休業に関する法律」に基づく休業取得者のみです。確認のため、就労証明書（育児休業期間が明記されたもの）を提出してください。

育児休業明けの利用可能日は、育児休業の終了する日の属する月の前月 1 日以降です。

（例えば 4 月 1 日利用開始の方は、5 月末までの間に育児休業を終了し、6 月 1 日までに復職していないと利用できなくなります。復職後、2 週間以内に「就労証明書」を御提出いただきます。）

## 3 支給認定申請について

これまで、幼稚園・保育園・こども園を利用するための申請は入園申込のみでしたが、平成 27 年度からは、新たに教育・保育を受けるための支給認定を受ける必要があります。（支給認定が受けられない場合は、利用できません。）支給認定の申請に基づき、年度途中で入園される方は原則 30 日以内に小山町から支給認定証が交付されます。（支給認定証は、大切に保存してください。）

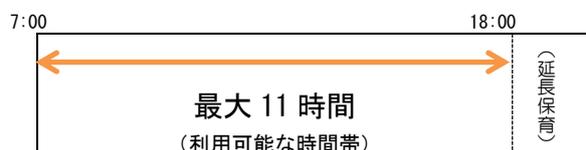
## 支給認定の種類

支給認定の区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 <教育標準時間>	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定 <保育標準時間／保育短時間>	満3歳以上	あり	保育園、認定こども園
3号認定 <保育標準時間／保育短時間>	満3歳未満	あり	保育園、認定こども園、 小規模保育など

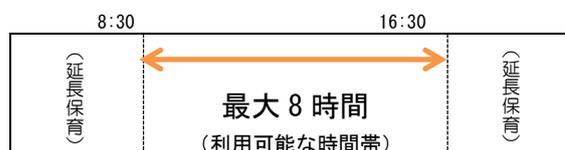
## 保育時間区分

2号及び3号認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」に分類されます。

<保育標準時間>



<保育短時間>



- ※ 延長保育の利用には延長保育料が別途必要になります。
- ※ 保育短時間の時間帯は変わる場合があります。
- ※ 現在小山町では「保育短時間」を実施していないため、「保育標準時間」のみとなります。

## 平成 30 年度の年齢別クラス

クラス(実施年齢)	生年月日
0 歳児	平成 29 年 4 月 2 日生まれ ~
1 歳児	平成 28 年 4 月 2 日生まれ ~ 平成 29 年 4 月 1 日生まれ
2 歳児	平成 27 年 4 月 2 日生まれ ~ 平成 28 年 4 月 1 日生まれ
3 歳児	平成 26 年 4 月 2 日生まれ ~ 平成 27 年 4 月 1 日生まれ
4 歳児	平成 25 年 4 月 2 日生まれ ~ 平成 26 年 4 月 1 日生まれ
5 歳児	平成 24 年 4 月 2 日生まれ ~ 平成 25 年 4 月 1 日生まれ



## 4 入園申込（利用申請）手続きの流れ

### 1. 平成 30 年 4 月に新規入園を希望する場合

平成 29 年度に通園中で、平成 30 年 4 月以降も引き続き通園を希望する場合は、面接は行いません。申請書等必要書類のみを通園中の園へ御提出ください。

H29 年 9 月 13 日(水)  
~29 日(金)

認定申請書・利用申込書の配付【第 1 次募集】⇒求職活動以外各幼稚園・保育園・認定こども園窓口で配付します。

保育園・こども園

H29 年 10 月 6 日(金)

13:00~18:30

H29 年 10 月 7 日(土)

9:30~11:30

幼稚園

H29 年 10 月 12 日(木)

13:00~15:30

会場：総合文化会館  
菜の花ホール

認定申請書・利用申込書の提出、面接

面接会場へ、事前に準備した申請書等提出書類を持参し、面接を行います。面接、書類の不備の確認をし、申込受付となります。

町で【支給認定】【利用調整】を行います。

※一次面接の結果等により、二次面接を行う場合があります。

1・2・3号認定

平成 29 年 12 月下旬

町から認定証・利用決定通知書が送付されます。【第 1 次選考】

認定証及び利用決定通知書の通知文を文書にて通知します。  
※在園児は保育園を通して通知します。

平成 29 年 12 月

認定申請書・利用申込書の配付【第 2 次募集】⇒求職活動  
こども育成課窓口で配付します。

平成 30 年 1 月

町から認定証・利用決定通知書が送付されます。【第 2 次選考】  
認定証及び利用決定通知書の通知文を文書にて通知します。  
※認定は第 1 次選考時と同じ。

平成 30 年 1 月下旬  
平成 30 年 2 月中旬

入園説明会・保育用品注文  
入園の決まった園で 1 日入園、入園説明会を実施します。

平成 30 年 4 月

入園式  
各幼稚園・保育園・認定こども園で入園式を行います。

## 2. 平成 30 年 5 月以降の入園を希望する場合 (随時申請)

申込みの際は、各園・役場本庁 2 階こども育成課窓口まで御来庁ください。

### 【申込受付期間】

- \* 入園日は原則、各月 1 日となります。
- \* 希望する利用開始月の申込締切日以降は、その次の月からの利用申請となります。

利用開始月	申込期限	利用開始月	申込期限
30 年 5 月	4 月 2 日 (月) ~ 4 月 13 日 (金)	30 年 11 月	10 月 1 日 (月) ~ 10 月 15 日 (月)
30 年 6 月	5 月 1 日 (火) ~ 5 月 15 日 (火)	30 年 12 月	11 月 1 日 (木) ~ 11 月 15 日 (木)
30 年 7 月	6 月 1 日 (火) ~ 6 月 15 日 (金)	31 年 1 月	12 月 3 日 (金) ~ 12 月 14 日 (金)
30 年 8 月	7 月 2 日 (月) ~ 7 月 13 日 (金)	31 年 2 月	1 月 4 日 (金) ~ 1 月 15 日 (火)
30 年 9 月	8 月 1 日 (水) ~ 8 月 15 日 (水)	31 年 3 月	2 月 1 日 (金) ~ 2 月 15 日 (金)
30 年 10 月	9 月 3 日 (月) ~ 9 月 14 日 (金)		

### ● 町外の施設の利用を希望する場合

小山町に住所のある方は、原則、小山町内の園を利用することになりますが、通園の関係などの事情により小山町外の園を希望する場合は、こども育成課へ相談してください。

- 町外にお住まいの方が、小山町内の保育園およびこども園の利用を希望する場合は、現在お住まいの市区町村を通してお申込み下さい。

## 5 必要な書類

① 保育支給認定申請書 ② 保育の利用申込書

③ 申込確認票 ④ 家庭状況申立書

⑤ 保育を必要とする状況がわかる書類 ※父母および65歳未満の同居家族

必要書類 入園要件・ 世帯状況	就労 証明書	実績 表等	医師の 診断書	手帳の コピー	在学 証明書	ハロー ワーク カード コピー	母子 手帳 コピー	備 考
外勤(内定含む)	○							勤務先で証明を受けてください。
内職	○	○						直近の実績表または納品書のコピーを提出してください。
自営業・農業	○							民生委員の証明を受けてください。
妊娠・出産							○	母の氏名・出産予定日が記載されたページのコピーを提出してください。
疾病・障がい			○	○				診断書原本または手帳のコピーを提出してください。
看(介)護	○		○	○				診断書原本または手帳のコピーを提出してください。
災害復旧	○							就労証明書備考欄に災害復旧にあっている状況を記載。罹災証明書を添付してください。
求職中						○		ハローワークカードのコピーを提出してください。
就学					○			就学予定の方は合格通知、就学中の方は在学証明書を提出してください。
育児休業中	○							勤務先で育児休業の証明を受けてください。復帰後2週間以内に就労証明書を提出してください。

⑥ 税額の分かる書類 (平成29・30年1月1日時点で町外に住民票をおいていた方のみ)

4月分～8月分保育料の決定に必要な書類 ※以下のうち、いずれかの提出が必要です。

- 1) 『平成29年度市町村民税課税(非課税)証明書』
- 2) 『平成29年度市町村民税特別徴収税額通知書』のコピー
- 3) 『平成29年度市町村民税納税通知書』

(氏名及び市町村民税所得割・均等割額の記載されているページ)のコピー

9月分～3月分保育料の決定に必要な書類 ※以下のうち、いずれかの提出が必要です。

- 1) 『平成30年度市町村民税課税(非課税)証明書』
- 2) 『平成30年度市町村民税特別徴収税額通知書』のコピー
- 3) 『平成30年度市町村民税納税通知書』

(氏名及び市町村民税所得割・均等割額の記載されているページ)のコピー

- (注) 1. いずれも保護者(父母)それぞれの書類が必要です。  
 2. 保護者の収入合計が生活保護基準以下の世帯は、同居の祖父母も含めて主たる生計者として保育料を決定します。そのため、同居の祖父母の書類も必要となる場合があります。  
 3. 生活保護を受給されている方は『生活保護受給証明書』を提出してください。

※幼稚園・こども園(短時間)については、①②⑥が必要です。

## ひとり親について

以下のいずれかに該当する場合はひとり親として申込みすることができます。

- (1) 配偶者と離婚または死別した場合。
- (2) 未婚の場合。
- (3) 申込み時において、離婚を前提に配偶者と別居し、かつ家庭裁判所に離婚調停を申立てしている場合（離婚調停の申立書コピーを提出してください）。

※次の場合はひとり親として扱うことができません。

- ① 親族等の健康保健等の扶養に入っている場合
- ② 配偶者が単身赴任等で長期不在の場合

## 6 入園後の留意事項

当初の申込書記載内容に変更が生じた場合は、速やかに入園中の園へ申し出てください。

- ① 住所・氏名・電話番号が変わった場合
- ② 世帯の状況が変わった場合
- ③ 婚姻・離婚した場合
- ④ 勤務先が決定・変更した場合
- ⑤ 仕事を辞めた、又は求職中になった場合
- ⑥ 出産される（された）場合
- ⑦ 産前・産後休暇後に、職場に復帰した場合
- ⑧ 育児（病気）休業後に、職場に復帰した場合
- ⑨ 家庭状況が変わり、入所（園）の対象に該当しなくなった場合  
例：仕事を辞め、就職予定がない場合
- ⑩ 世帯状況等が変更になり、日中家庭で保育できるようになった場合
- ⑪ 町外に引越す場合
- ⑫ 育児休業の場合



## 7 入園の解除について

次に該当する場合は、入園を解除します。

- ① 町外へ転出された場合
- ② 無断で長期にわたり通園しない場合
- ③ 提出書類に偽りが発覚した場合

※就労状況に変更等がないか、定期的に事業所等へ確認させていただく場合があります。

## 8 退園について

退園するときは、退園する日の1週間前までに、在園している保育園に「保育園退園届」を提出してください。また、月途中退園の場合でも原則として保育料の日割り請求等はいりません。

退園届を提出されないと、引き続いて保育料を納めていただくこととなりますので、御注意ください。「保育園退園届」は各園にあります。幼稚園の方は、通園中の園にお申し出ください。

## 9 幼稚園保育料・保育料について

算定方法は下記のとおりです。

幼稚園徴収基準額表については 10 ページ、保育料徴収基準額表については 11 ページを御参照ください。

### (1) 決定方法等

- ① 保育料は、世帯にかかる市町村民税所得割額、お子さんの支給認定区分、きょうだいの状況等によって小山町が設定した階層区分に応じて決定します。また、父母以外の扶養義務者（祖父母等）が家計の主宰者である場合には、その方の税額も合算して算定します。
- ② 保育料の算定の基礎となる市町村民税所得割額は、9 月で切り替わります。4 月分から 8 月分までは前年度の税額、9 月分から 3 月分までは当年度の税額で決まります。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
前年度の市町村民税額に基づく保育料					当年度の市町村民税額に基づく保育料						

### (2) 納付方法

口座振替または納付書により、**納期限内に納付**してください。

私立 菜の花こども園は、小山町が算定決定した保育料を直接園に納付してください。

納付方法については、園へお問い合わせください。

#### 口座振替の場合

【口座振替のできる金融機関】

スルガ銀行 ・ 静岡銀行 ・ 御殿場農業協同組合 ・ 沼津信用金庫 ・ ゆうちょ銀行

【口座振替日について】

毎月末日（休業日の時は翌営業日） ※12 月と 3 月は **25 日**となります。

【口座振替手続きについて】

「小山町口座振替依頼書」に必要事項をご記入・押印の上、「口座振替のできる金融機関」の窓口で手続きをしてください。**納入義務者欄には保護者を記入**してください。用紙は、町内の金融機関及びこども育成課にあります。

#### 納付書の場合

毎月 15 日頃に送付する納付書で、納付書に記載されている金融機関で納付してください。

納期限は、毎月末日です。 ※12 月と 3 月は **25 日**となります。

※ 保育料を滞納すると、自宅・勤務先への電話催告・訪問徴収や、勤務先への給与照会および金融機関への預金等の調査を行い、給与等の差押等を実施することがあります。

※ 滞納したまま卒園されると、小山町放課後児童クラブへの申込みをお断りすることがあります。

★★納め忘れのないよう、口座振替での納付をお願いします★★

(3) 多子軽減制度

利用者負担額が、年齢制限なく1号認定の場合は、第2子以降無料となります。2号3号認定の場合は、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

(4) 平成30年度幼稚園保育料徴収基準額表

小山町立幼稚園・認定こども園（短時間利用児）利用者負担額  
（月額）（円）

階層	支給認定保護者の区分	幼稚園保育料（月額）
1	生活保護世帯	0
2	要保護者等のいる世帯	0
3	市町村民税非課税世帯	0
4	上記以外の世帯	6,100

※ 多子軽減（年齢制限なし）

第1子・・・全額      第2子以降・・・無料

私立幼稚園・こども園（短時間利用児）

（月額）（円）

階層	支給認定保護者の区分		保育料（月額）
1	生活保護世帯		0
2	要保護者等のいる世帯		0
	市町村民税非課税世帯		2,000
3	市町村民税 所得割額	要保護者等のいる世帯	2,000
		77,100円以下	8,100
4	市町村民税 所得割額	211,200円以下	10,300
5		211,201円以上	12,900

※ 多子軽減（年齢制限なし）

第1子・・・全額      第2子以降・・・無料

※ 第2階層市町村民税非課税世帯、第3階層要保護者等のいる世帯

第2子以降・・・無料

(5) 平成 30 年度保育料徴収基準額表

小山町立保育園・認定こども園（長時間利用児）

（月額）

階層	支給認定保護者の区分		保育料（月額）			
			3歳未満児		3歳以上児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯		0	0	0	0
2	要保護者等のいる世帯		0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯		4,000	4,000	3,000	3,000
3	市	要保護者等のいる世帯	6,000	6,000	3,000	3,000
		48,600円未満	11,000	10,900	9,000	8,900
4	町	要保護者等のいる世帯	6,000	6,000	3,000	3,000
		72,800円未満	16,500	16,300	14,000	13,800
5	村	要保護者等のいる世帯	7,000	7,000	4,000	4,000
		97,000円未満	19,000	18,700	17,500	17,200
6	民 税 所 得 割 課 合 算 額	121,000円未満	26,000	25,700	24,000	23,700
7		145,000円未満	29,700	29,300	27,500	27,100
8		169,000円未満	33,000	32,600	28,500	28,100
9		213,000円未満	38,000	37,500	31,000	30,500
10		257,000円未満	41,600	41,000	31,000	30,500
11		301,000円未満	43,000	42,400	31,000	30,500
12		397,000円未満	48,000	47,300	31,500	31,000
13		397,000円以上	54,000	53,100	31,500	31,000

保育料は下記のとおり軽減されます。

※ 多子軽減（年齢制限なし）

第1子・・・全額      第2子・・・半額      第3子以降・・・無料

※ 第2階層市町村民税非課税世帯、第3・4・5階層要保護者等のいる世帯

第2子以降・・・無料



## 10 保育園・こども園一覧

### ▼幼稚園

	施設名	所在地	電話番号	定員	開所時間	特別な保育
公立	駿河小山幼稚園	小山 289-1	76-0479	90名	平日 8:30~14:30	預かり保育 (14:30~16:30)
	足柄幼稚園	竹之下 2430	76-0584	90名		
	須走幼稚園	須走 83	75-2710	200名		

### ▼保育園

	施設名	所在地	電話番号	定員	開所時間	特別な保育
公立	いきど保育園	生土 132-1	76-0423	60名	平日 7:00~18:00	一時的保育 (9:00~16:00)
	すがぬま保育園	菅沼 1074-1	76-0429	90名	土曜	延長保育
	すばしり保育園	須走 153	75-2720	90名	7:00~12:30	(18:00~18:30)

### ▼こども園

	施設名	定員	開所時間	特別な保育	
公立	きたごうこども園 用沢 207-1 78-0504	(保育標準時間) 135名	平日 7:00~18:00 土曜 7:00~18:00	一時的保育 9:00~16:00 延長保育 18:00~19:00	
		(短時間) 100名	平日 9:00~14:30	預かり保育 7:00~8:30 14:30~16:30	
私立	菜の花こども園 竹之下 570-1 76-6622	(長時間) 保育標準時間	81名	平日 7:00~18:00 土曜 7:00~18:00 日曜・祝日 7:30~17:30	一時的保育 8:30~17:00 延長保育 18:00~19:00
		(長時間) 保育短時間		平日 8:30~16:30 土曜 7:00~18:00 日曜・祝日 7:30~17:30	(標準時間) ※休日はなし 病後児保育 8:00~17:00
		(短時間) 9名	平日 9:00~15:00	預かり保育 7:00~8:30 15:15~18:00	

※ 保育園・こども園（長時間利用児）ともに、乳児の受入れは生後3ヵ月からです。

※ 保育園・きたごうこども園（長時間利用児）ともに、日曜日・祝日及び年末年始はお休みです。

※ 私立 菜の花こども園の休日保育について（前月25日までに申込みください。）

対象：通園中の長時間利用児童・他の保育所・認定こども園（長）に入所している児童

条件：休日に常態的に保育を必要としていると認められる場合に利用可能

※ 証明書類（該当日の就労証明等）が必要

時間：日曜・祝日の午前7時30分から午後5時30分まで

料金：無料（別途料金はなし）

## 11 預かり保育の利用について

預かり保育は、在籍する幼稚園・こども園（短時間）での利用となります。

幼稚園名	駿河小山幼稚園	足柄幼稚園	きたごうこども園	須走幼稚園
時 間	午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（月曜日～金曜日のうち週 3 日まで）			
利用金額	1 人 30 分あたり 100 円			
申 込 み	各幼稚園・こども園に直接お申込みください。			

## 12 延長保育の利用について

延長保育は、在籍する保育園・こども園（長時間）での利用となります。

保育園名	いきど保育園	すがぬま保育園	きたごうこども園	すばしり保育園
延長時間	午後 6 時 00 分から 午後 6 時 30 分まで		午後 6 時 00 分から 午後 7 時 00 分まで	午後 6 時 00 分から 午後 6 時 30 分まで
	月曜日～金曜日（※土曜日の延長保育はきたごうこども園のみ）			
	※ 必ず延長保育時間が終了するまでに迎えに来てください。			
利用金額	1 人 30 分あたり 100 円			
申 込 み	各保育園・こども園に直接お申込みください。			

保育園名	私立 菜の花こども園			
延長時間	長時間利用児童 保育標準時間認定	長時間利用児童 保育短時間認定		
	午後 6 時 00 分から 午後 7 時 00 分まで	午前 7 時 00 分から午 前 8 時 30 分まで	午後 4 時 30 分から 午後 6 時 00 分まで	午後 6 時 00 分から 午後 7 時 00 分まで
	月曜日～土曜日 （※休日は延長保育 なし）	月曜日～土曜日 （※休日は午前 7 時 30 分から）	月曜日～土曜日 （※休日は午後 5 時 30 分まで）	月曜日～土曜日 （※休日は延長保育 なし）
	※ 必ず延長保育時間が終了するまでに迎えに来てください。			
利用金額	1 日 200 円 （おやつ代含む）	1 日 100 円	1 日 100 円	1 日 200 円 （おやつ代含む）
申 込 み	朝の延長は前日まで、土曜は前月 25 日までにお申込みください。			

## 13 一時的保育の利用について

一時的保育は、生後3ヵ月から就学前の保育園等に入所していない乳幼児が対象です。

実施保育園名	いきど保育園・すがぬま保育園・きたごうこども園・すばしり保育園
利用対象児童	① 保護者の継続的または短時間就労（週3日以内 月15日以内） ② 保護者の傷病等による緊急時（原則として連続5日以内） ③ その他、保護者の私的な理由によるもの（原則として連続5日以内）
利用可能な日	平日のみ。※土日祝は利用できません。 （また、園の行事等により利用できない日があります。）
利用時間	午前9時～午後4時
利用金額	<3歳未満児> 30分毎に200円 <3歳以上児> 30分毎に100円 ※給食が必要な場合、別途200円かかります。
申込み方法	利用を希望する保育園・こども園へ事前にお申込みください。

実施保育園名	私立 菜の花こども園
利用対象児童	月15日以内
利用可能な日	月曜日から日曜日・祝日
利用時間	午前8時30分～午後5時
利用金額	<0歳児～2歳児> 1日1,600円 <3歳児～5歳児> 1日900円 <日曜日・祝日は、全歳児> 1日2,000円 ※いずれも昼食・おやつ代含む
申込み方法	菜の花こども園へ事前（前月20日まで）にお申込みください。

## 14 病後児保育について

私立 菜の花こども園では、病後児保育を行っています。

- (1) 対象年齢 生後6ヵ月から就学前まで
- (2) 利用時間 月曜日から金曜日の、午前8時から午後5時まで
- (3) 利用料 1日2,000円（ただし、菜の花こども園在園児は無料）

お弁当持参できない場合は別途300円必要

※詳しくは、私立 菜の花こども園にお問い合わせください。

## 15 地域子育て支援

### 【小山町子育て支援センター】

#### 活動内容

小山町子育て支援センター（各保育園等）では、子どもたちが安心して遊ぶことのできる場所、お母さんたちの情報交換の場所を提供しています。ペンギンランド（保育園等開放日）では、各保育園の遊戯室・園庭や総合文化会館の児童遊戯室を開放します。

※平成30年3月に、総合文化会館と図書館横に、小山町子育て支援センター「きんたろうひろば」がオープン予定です。

#### 利用時間

月曜日から金曜日の、午前9時から午後4時まで開放しています。お気軽にご利用ください。

※「きんたろうひろば」の利用日時は検討中です。

#### 行事予定

ペンギンランドでは、月に1~2回それぞれの園で保育士がちょっとした遊びを企画してお待ちしています。お気軽にご利用ください。

※詳しくは、毎月15日発行の「おやま子育て通信」をご覧ください。

※小山町ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。

### 【私立菜の花こども園地域子育て支援センター（なのはなパーク）】

#### 活動内容

地域の子どもたちの健やかな成長を目指した子育て支援事業として、子どもたちが安心して遊べる場所、お母さんたちの情報交換の場を提供しています。親子クラブ、子育て講座、保育体験、子育て相談等の活動を行っています。

#### 利用時間

月曜日から金曜日の、午前9時から午後4時まで開放しています。お気軽にご利用ください。

#### 行事予定

なのはなパークでは、月に1~2回、保育士が遊びを企画してお待ちしています。お気軽にご利用ください。

※詳しくは、毎月15日発行の「おやま子育て通信」をご覧ください。

※菜の花こども園ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。

※ 「おやま子育て通信」は子育て支援センター、こども育成課（役場本庁2階）、健康増進課（健康福祉会館）、総合文化会館にあります。

## 16 ファミリー・サポート

ファミリー・サポートとは、「子育てを応援したい!」「手伝ってあげたい!」という人たちが、「子育てを手伝って欲しい」という人たちの子どもを一時的に有料でお預かりするシステムです。御殿場市または小山町に居住している方が対象で、お預かりするのは原則生後3カ月の乳児から小学校6年生までのお子様です。

委託会員、受託会員ともに会員登録が必要です。(入会金および年会費無料)

### 会員(委託会員)になるには

御殿場市子ども家庭センター(市民交流センターふじざくら)内にあるファミリー・サポート・センター事務局で会員登録が必要です。

<登録に必要なもの>

申請者(保護者)の写真2枚(3cm×2.4cm)、印鑑、お子様の保険証、診察券

### 会員(受託会員)になるには

年2回行われている受託会員養成講座を受講し、受託会員の資格を取得することが必要です。

### 利用するには

委託会員登録後、ファミリー・サポート・センターに電話をしてください。

サポート内容を確認し、センターより受託会員を紹介されます。

### 利用料金

平日(月～金曜日)	
昼間(午前7時～午後7時)	1時間あたり 500円
早朝(午前7時前)	1時間あたり 600円
夜間(午後7時以降)	1時間あたり 600円
土曜日・日曜日・祝日	1時間あたり 600円
軽度の病気などの場合	1時間あたり 600円

※ その他(ガソリン代、食事代など)実費がかかります。

※ 病児の預かり、深夜(21時以降)及び宿泊を伴う援助はできません。

### 《問い合わせ・申込み》

ごてんば・おやまファミリー・サポート・センター

〒412-0042 御殿場市萩原 988-1 (御殿場市子ども家庭センター内) Tel.0550-88-5200

受付: 月曜日から金曜日午前8時30分から午後5時まで(第1月曜日・土日祝祭日はお休み)

